

災害時における高知県内の下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する災害支援協定

高知県（以下「甲1」という。）、高知市（以下「甲2」という。）、安芸市（以下「甲3」という。）、南国市（以下「甲4」という。）、須崎市（以下「甲5」という。）、宿毛市（以下「甲6」という。）、四万十市（以下「甲7」という。）、香南市（以下「甲8」という。）、香美市（以下「甲9」という。）、東洋町（以下「甲10」という。）、芸西村（以下「甲11」という。）、土佐町（以下「甲12」という。）、いの町（以下「甲13」という。）、中土佐町（以下「甲14」という。）、越知町（以下「甲15」という。）、梶原町（以下「甲16」という。）及び四万十町（以下「甲17」という。）（以下、甲1から甲17までを総称して、「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において、乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設（以下「協定下水道施設」という。）は、甲の所管する下水道終末処理場及びポンプ場とし、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。対象とする施設が増減した場合には、第9条の甲の事務局に文書で報告することとし、甲の事務局は、甲乙に別表1及び2を文書で通知するものとする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- (2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- (3) 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- (4) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- (5) 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、口頭又は電話により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は事後において速やかに、文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。災害支援については、被災した甲1から甲17と個別に協議を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、第9条の甲の事務局から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかに文書をもってその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 被災した甲1から甲17は、乙が行った災害支援に要した費用(第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。)を負担するものとし、個別に乙と協議するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を被災した甲1から甲17に請求するものとする。

3 被災した甲1から甲17は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

2 甲の事務局は、高知県土木部公園下水道課とする。

3 乙の事務局は、日本下水道事業団四国総合事務所とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲の事務局が期間満了の1月前までに、甲乙の更新の意思を文書で確認した場合、本協定を1年間更新することとし、次年度以降も同様とする。なお、更新の有無について、甲の事務局は甲乙に文書で通知するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書18通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年4月1日

甲1 高知県高知市丸ノ内1-2-

高知県知事

甲2 高知県高知市本町5-1-45

高知市長

甲3 高知県安芸市矢ノ丸1-4-40

安芸市長

甲4 高知県南国市大桶甲2301

南国市長

甲5 高知県須崎市山手町1-7

須崎市長

甲6 高知県宿毛市桜町2-1

宿毛市長

甲7 高知県四万十市中村大橋通4-1

四万十市長

甲8 高知県香南市野市町西野2706

香南市長

甲9 高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1

香美市長

甲 10 高知県安芸郡東洋町大字生見 758-3

東洋町長

甲 11 高知県安芸郡芸西村和食甲 1262

芸西村長

甲 12 高知県土佐郡土佐町土居 194

土佐町長

甲 13 高知県吾川郡いの町 1700

いの町長

甲 14 高知県高岡郡中土佐町久礼 6602-2

中土佐町長

甲 15 高知県高岡郡越知町越知甲 1

越知町長

甲 16 高知県高岡郡梶原町梶原 1444

梶原町長

甲 17 高知県高岡郡四万十町茂串町

四万十町長

乙 東京都新宿区四谷 3-3-1

日本下水道事業団

代表者 理事長

別表1

○下水道終末処理場

整理番号	下水道管理者	処理場名	所在地
1	高知県	高須浄化センター	高知市高須304
2		下知水再生センター	高知市小倉町5番25号
3	高知市	潮江水再生センター	高知市南新田町5番69号
4		瀬戸水再生センター	高知市瀬戸一丁目2番105号
5	安芸市	安芸市浄化センター	安芸市港町1丁目737-1
6	南国市	十市浄化センター	南国市緑ヶ丘3丁目3301
7	須崎市	須崎市終末処理場	須崎市湖田町3番13号
8	宿毛市	宿毛クリーンセンター	宿毛市高砂5386-75
9	四万十市	四万十市中央下水道管理センター	四万十市石山203-1
10		野市浄化センター	香南市野市町土居字福永1156
11	香南市	岸本浄化センター	香南市香我美町岸本1351-1
12		夜須浄化センター	香南市夜須町千切713-1
13	香美市	美良布クリーンセンター	香美市香北町太郎丸620
14	東洋町	甲浦浄化センター	安芸郡東洋町大字河内宇宮ノ西684
15	芸西村	芸西浄化センター	安芸郡芸西村西分甲5929
16	土佐町	土佐さめうらクリーンセンター	土佐郡土佐町田井1152
17	いの町	伊野浄水苑	吾川郡いの町5427番地
18	越知町	越知浄化センター	高岡郡越知町越知甲459番地
19	梶原町	梶原浄化センター	高岡郡梶原町飯母3046
20	四万十町	大正クリーンセンター	高岡郡四万十町大正827番地
	県、15市町村	20処理場	

別表2

○ポンプ場

整理番号	下水道 管理者		ポンプ場名	所在地
	雨水	汚水		
1			薊野ポンプ場	高知市薊野西町二丁目25-14
2			一宮雨水ポンプ場	高知市一宮南町一丁目1-75
3			潮江ポンプ場	高知市棧橋通四丁目11-15
4			潮江南ポンプ場	高知市六泉寺町92
5			江ノ口ポンプ場	高知市和泉町16-11
6			大津雨水ポンプ場	高知市大津乙772-1
7			海老ノ丸ポンプ場	高知市海老ノ丸13-6
	1		上街汚水中継ポンプ場	高知市丸ノ内一丁目6-10
8			小石木ポンプ場	高知市大原町3-1
9			神田ポンプ場	高知市東城山町176-1
10			五台山ポンプ場	高知市五台山2949-4
11			下知ポンプ場	高知市青柳町44
12			高須雨水ポンプ場	高知市葛島三丁目11-74
13			潮江水再生センター内ポンプ場	高知市新南田町5-69
14			下知水再生センター内ポンプ場	高知市丸池町19-20
15			瀬戸水再生センター内ポンプ場	高知市瀬戸306-1
16			塩谷ポンプ場	高知市長浜22-17
17			秦ポンプ場	高知市愛宕山南町14-58
18			南地ポンプ場	高知市長浜4984-1
19			関雨水ポンプ場	高知市大津甲1239-2
20			長浜雨水ポンプ場	高知市長浜5049-9
	2		蔦絵台汚水中継ポンプ場	高知市長浜蔦絵台2-58
21			初月ポンプ場	高知市中久万501-2
22			徳谷第二雨水ポンプ場	高知市一宮東町一丁目18-27
23			長浜原ポンプ場	高知市長浜2861
24			仁井田ポンプ場	高知市仁井田2236-2
25			針木ポンプ場	高知市針木東町1-23
26			米田古川ポンプ場	高知市朝倉丙403-2
27			港町雨水ポンプ場	安芸市港町1丁目737-1
28			本町第1雨水ポンプ場	安芸市本町2丁目1400-1
29			須崎西部ポンプ場	須崎市栄町2番12号
30			須崎ポンプ場	須崎市港町2番33号
31			大間ポンプ場	須崎市潮田町3番5号
32			須崎市終末処理場内ポンプ場	須崎市潮田町3番9号
33			浜町ポンプ場	須崎市浜町1丁目6番7号
34			宿毛ポンプ場	宿毛市宿毛1065
35			高砂ポンプ場	宿毛市高砂5386-75
36			桜町排水ポンプ場	四万十市中村桜町63-5
37			八反原排水ポンプ場	四万十市中村大橋通7丁目10
38			右山排水ポンプ場	四万十市右山203-1
39			百笑排水ポンプ場	四万十市中村百笑町6-15
	3		東町汚水中継ポンプ場	香南市野市町西野2676-1
4			みどり野汚水中継ポンプ場	香南市野市町みどり野4丁目5
5			和食中継ポンプ場	安芸郡芸西村和食甲586-1
	芸西村		西分中継ポンプ場	安芸郡芸西村西分甲5841
	7		松原中継ポンプ場	安芸郡芸西村西分甲6380-2
40			相生雨水ポンプ場	吾川郡いの町3899番地3
41			枝川雨水ポンプ場	吾川郡いの町16番地2
42			久礼排水ポンプ場	高岡郡中土佐町久礼6042-1
合計	9市町村		雨水42、汚水7ポンプ場	